

「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の  
許可基準の特例を定める件」（環境省告示）（案）  
に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件」（環境省告示）（案）について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

令和6年4月9日（火）から令和6年5月8日（水）まで

○意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

2 意見募集の結果

- |           |    |
|-----------|----|
| （1）意見提出者数 | 6人 |
| （2）意見の総数  | 6件 |

別紙：意見と意見に対する考え方について

	意見（原文ママ）	頂いた意見に対する考え方	件数
1	<p>国立公園の指定を国立公園の指定に変更することで今回の特例が必要となるわけだが、そもそもなぜ国立公園に指定する必要があるのか？</p>	<p>現行の国立公園区域及びその周辺地域については、国立公園としての資質を有していることが確認されたため、区域一帯を国立公園として指定しようとするものです。特例を定める区域を含むアポイ岳山麓周辺一帯は、針広混交林から成る良好な森林地域であることから、風致の維持を図るため国立公園の第3種特別地域に指定する予定です。</p>	1
2	<p>意見内容：当該区域はここに示される特例ではなく、他の適正な特例を措置すべきと考えます。</p> <p>・理由：特例措置の考え方として、概要2後段に「主要な展望地から望見されにくい等、風致景観への著しい支障が及ばないと認められる区域の範囲において」とされているが、日高山脈の中でも特に登山客の多いアポイ岳の山頂や5合目休憩小屋付近から当該区域が丸見えとなっており、とてもこの条件に適合しているとは考えがたいため。</p> <p>(主要な展望地ではないかも知れませんが、7合目から上の登山道でもよく見えています)</p> <p>かんらん岩採石が重要な産業であることは間違いないので、おかしな批判や不満の出ない特例を設けていただきたいです。</p>	<p>許可基準の特例については、その自然的、社会経済的条件から判断して自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第11条の基準を適用することが適当でない認められる場合について、定めることができるかとされています（規則第11条第37項）。当該地域における土石の採取行為については、基準の特例が設定されない場合、規則第11条第18項第3号の基準「第3種特別地域（略）内において行われるもの（略）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと」が適用されることとなります。一方で、様似町におけるかんらん岩採石業については、良質なかんらん岩の大規模な産地が国内で極めて限られていることや、その採石業が地域の基幹産業になっていることなどの社会経済的条件を踏まえると、当該許可基準をそのまま適用することでかんらん岩採石を実施できないこととするのは適当でないため、許可基準中「現在の地形を大幅に改変するものでないこと」とあるのは「露天掘りに</p>	1

		<p>よる鉱物の掘採又は土石の採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること」と読み替える特例を設ける必要性が認められます。</p> <p>この特例を設けることによって、特例の対象となる区域においては、事業終了後に跡地の整理を適切に行うことで、採石が可能になります。</p>	
3	<p>資料拝見しました。 範囲が広すぎませんか？ 特に 2-9 については、ゴヨウマツ自生地でもあります。 本当は今回飲み直し撤回していただきたいくらいです！！ 是非とも見直しをお願いします。</p>	<p>当該区域の境界⑨-②の周辺には、「幌満ゴヨウマツ自生地」として天然記念物に指定されている地域がありますが、今回基準の特例を設定する区域はこれと重複しないよう設定していることから、基準の特例の内容は案のとおりとさせていただきます。</p>	1
4	<p>国立公園の自然は守られるべきものであり、基幹産業といえど帰省を緩めるべきではない。</p>	<p>許可基準の特例については、その自然的、社会経済的条件から判断して規則第11条の基準を適用することが適当でないと認められる場合について、定めることができることとされています（規則第11条第37項）。</p> <p>様似町におけるかんらん岩採石業については、良質なかんらん岩の大規模な産地が国内で極めて限られていることや、その採石業が地域の基幹産業になっていることなどの社会経済的条件を踏まえると、当該許可基準をそのまま適用することでかんらん岩採石を実施できないこととするのは適当でないため、跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものについては採石が可能となるよう、特例を設ける必要性が認められます。</p>	1

5	<p>かんらん岩の採石のような話だが、最近の流れでは、緩和したら太陽光パネルをおきなねないので、賛成ではない。</p>	<p>この基準の特例は土石の採取行為に係る基準を対象としたものであり、太陽光パネルなどの工作物の新築行為に係る基準を緩和するものではありません。</p>	1
6	<p>様似町は現在漁業の町である。北海道の土地が外国に買われている今、国立公園に指定されたとしても外国企業が入り込み、産業的に採掘すれば、動植物が住みにくくなるのは必然で、日本の北海道の雄大な自然が壊される。縮小してでも採掘を行うことは大反対です。</p>	<p>許可基準の特例については、その自然的、社会経済的条件から判断して規則第11条の基準を適用することが適当でないと認められる場合について、定めることができるかとされています（規則第11条第37項）。</p> <p>様似町におけるかんらん岩採石業については、良質なかんらん岩の大規模な産地が国内で極めて限られていることや、その採石業が地域の基幹産業になっていることなどの社会経済的条件を踏まえると、当該許可基準をそのまま適用することでかんらん岩採石を実施できないこととするのは適当でないため、跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものについては採石が可能となるよう、特例を設ける必要性が認められます。</p>	1